

供用開始前に届け出

路外駐車場設置（変更）届出書

令和3年 4月 1日

磐田市長 殿

駐車場管理者の氏名
又は名称及び住所

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
磐田市国府台〇-〇

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

駐車場の全体面積

1	駐車場の名称	〇〇駐車場				
2	駐車場の位置	磐田市 国府台〇〇-〇				
3	イ 駐車場の区域の面積	1,280 平方メートル				
		ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)				
	規 模	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					平方メートル	
					四輪車 駐車台数 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
平方メートル						
四輪車及び特定自動二輪車併用					平方メートル	
小計	平方メートル					
車路等の面積 (B)		平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	750 平方メートル (駐車台数 60 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			平方メートル			
			四輪車 駐車台数 台			
			特定自動二輪車 駐車台数 台			
			小計	750 平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル		
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル	
小計	平方メートル					
車路等の面積 (D)		530 平方メートル				

駐車マスの面積

駐車マス以外の面積

3	規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	750 平方メートル (駐車台数 60 台)	
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
						平方メートル	
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	750 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
						平方メートル	
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル	
		4	構 造	イ 建築物である部分			
ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装						
5	設 備	イ	a 特殊の装置の有 無	無			
			b 特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号			
				特殊の装置の名称等			
		ロ	それ以外の設備	出庫警報装置			
6	附帯業務のための施設	無					
7	従 業 員 概 数	0人					
8	供用開始（予定）日	令和3年4月20日					
(注)							
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。							

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロの a 欄及び b 欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場休止（**廃止**、再開）届出書

廃止から10日以内に届け出

令和3年5月1日

磐田市長 殿

駐車場管理者の氏名
又は名称及び住所

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(押印不要)
磐田市国府台〇-〇

駐車場法第14条の規定により、次のように届け出ます

1.	駐車場の名称	〇〇駐車場			駐車場の全体面積	
2.	駐車場の位置	磐田市 国府台〇〇-〇				
3.	イ. 駐車場の面積	1,280 m ²				
規模	駐車の用に 供する部分 の面積	建築物である部分	m ²	(駐車台数 台)		
		建築物でない部分	750	m ²	(駐車台数 60 台)	
		計	750	m ²	(駐車台数 60 台)	
構造	イ. 建築物である部分				駐車マスの面積	
	ロ. 建築物でない部分	アスファルト舗装				
5.	設備	出庫警報装置				
6.	附帯業務のための施設	無				
7.	従業員概数	0人				
8.	休止(廃止,再開)日	令和3年4月30日				

〔備考〕

- 一、供用の一部の休止及び再開の場合、既に届出されている事項を朱記すること。
- 二、4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 三、4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 四、5欄においては、換気装置、照明装置、警報装置その他特殊な設備の概要を記載すること。
- 五、6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。